

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

- 「こども基本法」が令和5年4月に施行されると同時に、こども家庭庁が発足され、これまで内閣府や厚生労働省が担っていたこども政策に関する事務が、こども家庭庁に一本化された。
- 令和5年12月には、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、それまで個々に定められてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化された。
- これらのことを踏まえ、「こどもまんなか社会（※1）」の実現を目指し、すでに策定している「第3期甲賀市子ども・子育て支援事業計画」を基盤に、関係計画を包括する「（仮称）甲賀市こども計画」を策定し、こども・若者に関する施策を総合的に推進する。

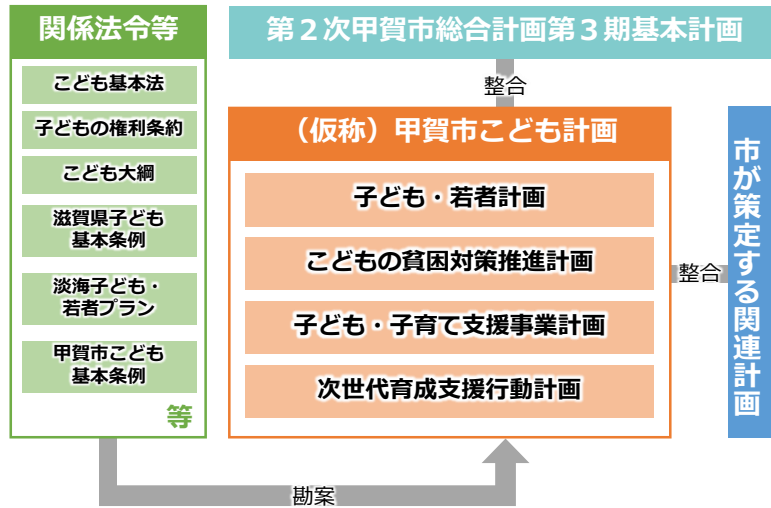
2. 計画の位置づけ

（1）計画の法的位置づけ

本計画は、これまで未策定であった計画を含めて、5つの計画を包括するものとし、こども施策に統一的に横串を通す。

包括する計画	根拠法令
こども計画	こども基本法 第10条
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条
こどもの貧困対策推進計画	こどもの貧困対策の推進に関する法律 第9条
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条、第62条
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第9条

（2）他計画との関係



（3）計画の対象

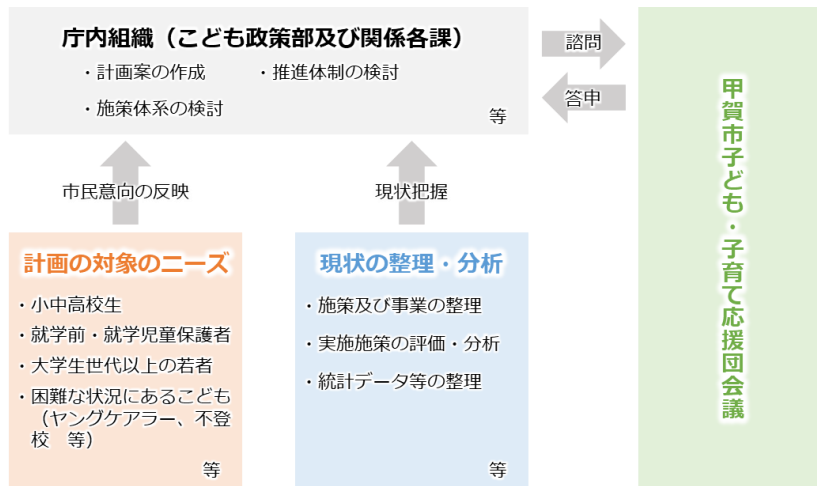
関係法令等を踏まえ、0歳から39歳までのこども・若者を対象とするほか、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者等も対象とする。

3. 計画の期間

策定済みの「第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」に合わせるため、第1期は令和9年度から令和11年度までとし、第2期以降は5年間とする。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画										
（仮称）甲賀市こども計画										

4. 計画の策定体制



第2章 こども・若者や子育てを取り巻く現状

以下、2項目を掲載。

- 人口や世帯数の推移、各事業の実績等の統計データ
- アンケートやワークショップ等、計画の対象への意見聴取結果

第3章 計画の基本的な考え方

- 基本理念…計画で目指すべきまちの在り方
- 基本方針…基本理念の実現に向けた方針
- 協働方針…地域全体の協働・連携強化のための各主体の役割

策定済みの「第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」における基本理念、基本方針、協働方針をベースに、関係法令等の趣旨を踏まえたものを設定する。

4. 計画（施策）の体系

関係法令等の趣旨を踏まえ、こども・若者の視点に立ち、ライフステージを通じた切れ目のない支援を、包括的に展開する体系を構築する。（資料3参照）

第4章 総合的な施策の展開

計画（施策）の体系に基づき、基本方針に沿って、具体的な取り組みを掲載する。なお、本計画は、基盤となる「第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」よりも対象領域が広範となるため、掲載する取り組みについては、基幹的な取り組みを中心に構成し、計画の方向性をより明確に示す。

第5章 教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保

1. 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援制度の概要や対象となる施設・事業のほか、保育認定等について、体系的に示す。

2. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法上の「教育・保育提供区域」について、設定する。（市内5区域）

3. 将来の子ども人口推計

次項目以降の基盤となる人口推計について記載。

4. 教育・保育の量の見込みと確保の内容

教育・保育提供区域ごとに、教育・保育の量の見込みを立てた上で、その提供体制・確保方策の考え方を示す。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

15の子ども・子育て支援事業について、提供体制・確保方策の考え方を示す。

第6章 推進体制

1. 推進体制の全体像

協働方針を踏まえて、庁内外の推進体制について、図を交えて示す。

2. 計画の進捗管理・評価

計画を構成する事業の進捗管理及び評価方法について記載。

3. こども・若者の意見を施策に反映させる取り組み

対象の意見を尊重した施策展開を目的に、当事者の意見聴取について記載。

資料編

計画の策定に関係する付属機関の概要や策定過程、用語集等を掲載。

※1 全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、おかれている環境等にかかわらず、等しくその権利の養護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会。